

令和8年度青森県主任介護支援専門員研修 受講案内

1 目的

介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言・指導などケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識及び技術を修得するとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを実践できる主任介護支援専門員の養成を図ることを目的とします。

2 実施について

講義及び演習は公益社団法人青森県介護支援専門員協会へ委託により実施

受講申込受付、受講決定及び研修修了証明書作成は、青森県高齢福祉保険課が行います。

3 内容及び日程

別紙1「令和8年度青森県主任介護支援専門員研修日程表」のとおり

※日程については、現時点の予定であり、変更される場合があります。

4 開催方法

講義(e ラーニング)・演習(Zoom)ともにオンラインで開催

5 受講対象者

青森県内に勤務している**介護支援専門員**のうち、介護支援専門員の業務に関し、十分な知識と経験を有する者であり、次の**受講要件及び実務経験要件の両方を満たす者**とします。

【受講要件】

令和8年10月20日現在、次の「(1)または(2)の**いずれかに該当**すること」。

(1)介護支援専門員**専門研修の課程Ⅰと課程Ⅱの両方を修了**した者。

(2)介護支援専門員**更新研修(実務経験者向け)を修了**した者。

※実務経験者が介護支援専門員証を更新している場合は(1)または(2)の要件を満たしています。

【実務経験要件】

令和8年10月20日現在、次の「(1)、(2)、(3)、(4)、(5)の**いずれかに該当**すること」。

(ただし、実務経験期間は実際に業務に従事した期間とし、産前産後休暇、育児休業等の期間は算定されないこと。)

(1)専任(常勤かつ専従の勤務をいう。以下同じ。)の介護支援専門員として従事した実務経験期間が通算して5年(60か月)以上である者

(ただし、指定居宅介護支援事業所管理者との兼務は期間に算定可とする。)

(2)ケアマネジメントリーダー養成研修を修了した者または日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネージャーであって、専任の介護支援専門員として従事した実務経験期間が通算して3年(36か月)以上である者

(3) ケアマネジメントリーダー養成研修を修了し、主任介護支援専門員に準ずる者として、地域包括支援センターに配置されている者

(4) 市町村直営の地域包括支援センターに配置されている者であって、地域の介護支援専門員への指導支援等に関し十分な知識及び能力を有する者として市町村長からの推薦を受けた者

なお、この場合は、次の「①と②の両方の要件を満たすこと」。

- ① 平成 21 年度以前に県が実施した地域包括支援センター現任者研修または平成 22 年度以降に県が実施した地域包括支援センター職員研修を修了した者
- ② 居宅サービス計画または介護予防サービス計画作成業務に従事した期間が通算して 3 年(36 か月)以上である者

(5) その他、介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者であり、県が適当と認める者

なお、この場合は、次の「①と②の両方の要件を満たすこと」。

- ① 専任・兼任問わず、介護支援専門員として従事した期間が通算して 5 年(60 か月)以上である者
- ② 次の a または b のいずれかを満たすこと
 - a) 青森県及び青森県指定研修実施機関が実施した次のいずれかの研修の講師、研修指導者を 2 年以上継続的に担当した者
〈平成 18 年度以降〉
実務研修、実務従事者基礎研修、専門研修、再研修、更新研修、主任介護支援専門員研修、主任介護支援専門員更新研修、介護予防支援従事者研修
〈平成 17 年度以前〉
実務研修、現任研修
 - b) 他の介護支援専門員に対する助言・指導などを行う能力がある者として、事業所が特別に処遇している者(ただし、居宅介護支援事業所の管理者を除く。)

※実務経験について

実務経験とは、事業所等において専任の介護支援専門員として、介護サービス計画書の作成を行うことをいう。

▽ 事業所等において就労した場合でも、要介護認定の調査業務のみを行っている場合や、利用者やサービス提供事業者との連絡調整のみを補助的に行っているのみでサービス計画の作成を行っていない場合は、実務経験として認められないこと。

▽ 居宅介護支援事業所については、経過措置で介護支援専門員である常勤の管理者を置くことが認められているため、管理者との兼務の場合でも実務経験があると認められる(専任期間に含めることができる)こと。その他の事業所または施設における兼務は認めない。

6 定員

120名

7 受講手数料及びテキスト料

(1)受講手数料 39,500 円

※納付方法の詳細については、受講決定時にお知らせします。

※一度納めていただいた受講手数料は返金できませんので御了承ください。

○教育訓練給付制度の利用について

※「特定一般教育訓練給付制度」により、受講料の一部が支給される場合があります。受給には要件があり、また、受講開始(令和8年10月21日)の2週間前までに「訓練前キャリアコンサルティング」を受ける必要がありますので、受給を希望する方は、お住いを管轄するハローワークにお問合せください。

(※研修開始後は受けられません。)

(2)テキスト料

テキストは各自購入いただきます。

金額及び購入方法については、受講決定時にお知らせします。

8 受講申込方法(受講申込書の郵送と web 上での入力 of 両方が必要です。)

次の(1)～(3)の必要書類を、県庁(青森県高齢福祉保険課)あて郵送により提出してください。

提出の際は、封筒の表面に朱書きで「主任ケアマネ研修申込書 在中」と記載をお願いします。

併せて、(4)の入力フォームへアクセスし、必要事項の入力をお願いします。

(1)介護支援専門員証の写し(有効期間内のもの)

(2)研修受講申込書(別紙2 または別紙3)

- ・直営の地域包括支援センターに配置されている者については、
別紙2「令和8年度青森県主任介護支援専門員研修受講申込書(地域包括支援センター用)」を提出
- ・上記以外の者(委託の地域包括支援センターに配置されている者等)については、
別紙3「令和8年度青森県主任介護支援専門員研修受講申込書(施設・事業所用)」を提出

(3)別表【添付書類一覧】に掲げる書類

(4)下記 URL もしくは QR コードよりアクセスし、入力フォームへ必要事項を入力してください。

○青森県電子申請届出システム

URL: https://apply.e-tumo.jp/pref-aomori-u/offer/offerList_detail?tempSeq=23558

※メールアドレスの登録は、必ず PC のメールアドレスにしてください。(携帯は不可)



入力フォームへ申し込みをすると、入力したメールアドレス宛に登録完了メールが自動返信されますので登録完了メールが届いているか必ず御確認ください。

届いていない場合は、研修に関する連絡ができず、研修を受講できなくなる場合があります。

9 受講申込期限

令和8年9月11日(金)必着 (受講申込書の郵送と web 上での入力 of 両方が必要です。)

※添付書類を含め、必要書類の不備・不足がないよう確認の上、提出してください。

10 受講の決定

受講の可否(受講決定通知)については、市町村長または施設事業所長に通知します。

なお、受講申込者が定員を超える場合は、基本的に以下の順で選考します。

- (1) 地域包括支援センターに主任介護支援専門員に準ずる者として配置されている者及び今後、地域包括支援センターに主任介護支援専門員として配置される予定の者
- (2) 管理者一人で運営している居宅介護支援事業所の介護支援専門員
- (3) 特定事業所加算を取得予定の居宅介護支援事業所の介護支援専門員
- (4) (2)及び(3)に該当しない居宅介護支援事業所の介護支援専門員
- (5) (1)から(4)に該当しない施設及び事業所の介護支援専門員

11 修了評価

各科目における到達目標の達成状況について修了評価を実施します。

12 修了証明書の交付

研修課程の全日程を修了した者に郵送により交付します。

※修了証明書の発行時期は、研修終了してから3か月後を予定しております。

13 研修受講に当たっての留意事項

- (1) 演習時に使用するための事例を、**最低1事例提出できる者を申込者としてください。**

なお、個別事例の提出方法などについては、受講決定通知の際にお知らせします。

※演習は、自らの事例からアセスメントの視点を磨くために行うものであり、事例を準備できなければ科目を履修することができず、その科目を修了したとは認められません。

- (2) オンライン研修のため、受講者1人につき1台カメラ・マイク機能のあるパソコンを準備してください。
(スマートフォンでの参加は不可)
- (3) 受講要件等に不正が発覚した時は、その時点で受講決定もしくは受講(修了)を取消しとします。
- (4) 講義中、携帯電話等の使用など、講義内容と関係のない行為は認めません。
- (5) 研修の実施を妨げるような行為が認められ、研修実施者の注意に従わない等の場合は、その時点で受講不可とする場合があります。
- (6) **欠席・遅刻・早退は認められません。**また、講師に無断で講義途中にオンライン上から退出をした場合や画面から顔を確認できない場合は、欠席扱いとさせていただきます。
- (7) 研修中の撮影や録音、研修に関する内容のSNS等への投稿は御遠慮願います。

14 研修修了後の修了者名簿について

研修修了後、修了者の氏名、生年月日、所属及び連絡先を記載した修了者名簿を作成しますが、当該名簿に基づき、青森県または青森県が研修実施機関として指定する青森県介護支援専門員協会が、介護支援専門員の養成・資質向上を図る各研修の講師を依頼することがあります。予め御了承ください。

【問合せ先】 **※お電話での問合せはお控えください。**

〒030-8570 青森市長島1丁目1-1 青森県庁

青森県健康医療福祉部高齢福祉保険課介護保険グループ

Email kaigohoken@pref.aomori.lg.jp